

# 県共済の 生命傷害共済



©山口県

選べる  
プラン

納得の  
掛金

満足度  
向上



中小企業・個人事業主の皆様向けの  
不慮のケガや病気による  
身体・生命のリスクに備える共済です

山口県火災共済協同組合

# おすすめポイント

- 入・通院ともに1日目から365日限度で保障します（注：シニアプランは入院のみ保障で120日限度）  
（注：通院についてはP3の※1を参照）
- 入・通院日額の保障がアップしました
- 傷害通院特約は通院期間タイプです
- 幅広い年齢層の方にご加入いただけます
- 福利厚生にご活用いただけます  
（お手頃な掛金を実現しました）
- 地震・噴火・津波による傷害を保障します  
（注：天災危険保障特約がセットされている場合）



## 共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金をお支払いする場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生命死亡共済金</li> <li>● 傷害死亡共済金</li> <li>● 交通傷害・災害死亡共済金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 共済期間中の疾病または傷害により死亡したとき</li> <li>● 傷害死亡共済金については、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡したとき</li> <li>● 交通傷害・災害死亡共済金については、交通事故・建物の火災・風災・ひょう災・雪災・落雷・台風・暴風雨、豪雨等の水災による傷害に対して傷害死亡共済金が支払われるとき</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生命高度障害共済金</li> <li>● 傷害高度障害共済金</li> <li>● 交通傷害・災害高度障害共済金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 共済期間中の疾病または傷害により高度障害状態となったとき</li> <li>● 傷害高度障害共済金については、事故の発生日からその日を含めて180日以内に高度障害の状態となったとき</li> <li>● 交通傷害・災害高度障害共済金については、交通事故・建物の火災・風災・ひょう災・雪災・落雷・台風・暴風雨、豪雨等の水災による傷害に対して傷害高度障害共済金が支払われるとき</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 傷害後遺障害共済金</li> <li>● 交通傷害・災害後遺障害共済金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 共済期間中の傷害により、事故の発生日からその日を含めて180日以内に約款に定める後遺障害が生じたとき</li> <li>● 交通事故・災害後遺障害共済金については、交通事故・建物の火災・風災・ひょう災・雪災・落雷・台風・暴風雨、豪雨等の水災による傷害に対して傷害後遺障害共済金が支払われるとき</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 傷害入院共済金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 共済期間中の傷害により入院したとき。ただし、共済証書記載の日数を上限とする（標準プランにおける傷害入院共済金の日額の上限は7,200円、シニアプランについては3,000円です）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 傷害手術共済金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 共済期間中の傷害により、病院または診療所において手術を受けたとき 入院中の手術：傷害入院共済金日額の10倍 外来で受けた手術：傷害入院共済金日額の5倍</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 傷害通院共済金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 共済期間中の傷害により通院したとき。ただし、傷害通院支払限度日数表の日数を上限とする（標準プランにおける傷害通院共済金の日額の上限は2,400円、シニアプランについては傷害通院共済金は対象外です）</li> </ul>



お見積りは無料です。  
お気軽にお問い合わせください。

# おすすめプラン

標準プラン		傷害タイプ (Aタイプ)		
保障内容		6歳以上80歳未満		
死亡共済金	病気	—	—	—
高度障害共済金	不慮の事故	100万円	200万円	300万円
	交通事故等	200万円	400万円	600万円
後遺障害共済金	不慮の事故	4~100万円	8~200万円	12~300万円
	交通事故等	8~200万円	16~400万円	24~600万円
入院共済金 (365日限度)	不慮の事故	1日につき2,400円	1日につき4,800円	1日につき7,200円
	交通事故等			
手術共済金	不慮の事故	入院 24,000円 外来 12,000円	入院 48,000円 外来 24,000円	入院 72,000円 外来 36,000円
通院共済金 ※1	不慮の事故	1日につき800円	1日につき1,600円	1日につき2,400円
	交通事故等			
共済掛金	月払	420円	840円	1,270円
	年払	5,040円	10,080円	15,240円



◎共済掛金を特に抑えたい方へ!!



標準プラン		生命傷害タイプ (Bタイプ)		
保障内容		6歳以上70歳未満		
死亡共済金	病気	100万円	200万円	300万円
高度障害共済金	不慮の事故	200万円	400万円	600万円
	交通事故等	300万円	600万円	900万円
後遺障害共済金	不慮の事故	4~100万円	8~200万円	12~300万円
	交通事故等	8~200万円	16~400万円	24~600万円
入院共済金 (365日限度)	不慮の事故	1日につき2,400円	1日につき4,800円	1日につき7,200円
	交通事故等			
手術共済金	不慮の事故	入院 24,000円 外来 12,000円	入院 48,000円 外来 24,000円	入院 72,000円 外来 36,000円
通院共済金 ※1	不慮の事故	1日につき800円	1日につき1,600円	1日につき2,400円
	交通事故等			
共済掛金	月払	890円	1,790円	2,690円
	年払	10,680円	21,480円	32,280円

◎病気による死亡等も必要な方へ!!



◎シニアの  
皆様へ  
おすすめ!

シニアプラン		傷害タイプ (Cタイプ)	生命傷害タイプ (Dタイプ)
保障内容		80歳以上90歳未満	70歳以上85歳未満
死亡共済金	病気	—	100万円
高度障害 共済金	不慮の事故	100万円	200万円
	交通事故等	200万円	300万円
後遺障害 共済金	不慮の事故	4~100万円	4~100万円
	交通事故等	8~200万円	8~200万円
入院共済金 (120日限度)	不慮の事故	1日につき2,400円	1日につき2,400円
	交通事故等		
手術共済金	不慮の事故	入院 24,000円	入院 24,000円
		外来 12,000円	外来 12,000円
共済掛金	月払	1,260円	3,400円
	年払	15,120円	40,800円

注：Dタイプは80歳以上の掛金は月払：4,430円  
年払：53,160円

## 特約・制度について

### ＜後遺障害共済金の支払区分表について＞

他の傷害保険等や公的傷害保障制度と同様の等級表を用います。  
また、症状固定日以降の入院・通院共済金についてもお支払い対象とします。

### ＜傷害手術共済金について＞

公的医療保険制度の給付対象である手術に対して手術共済金をお支払いします。  
「入院中の手術：入院日額の10倍、通院中の手術：入院日額の5倍」

### ＜傷害通院特約（通院期間タイプ）の支払規定＞ ※1

「傷害通院支払限度日数表」による部位症状別の日数を上限に共済金をお支払いします。

### ＜交通傷害・災害保障特約＞ ※自動付帯

交通事故・建物火災・落雷の他に風災・ひょう災・雪災・台風・暴風雨・豪雨などによる水災等により生じた事故を保障します。

### ＜生前共済金給付特約＞ ※自動付帯（生命傷害タイプのみ）

日本国内または国外において身体障害を被り、症状が末期状態となり、公的医療保険制度で認められた範囲の医療による治療を行っても、医学的見地から見て、余命6ヵ月以内と判断される場合、生命死亡共済金額の2分の1を生前共済金としてお支払いします。

### ＜就業中の危険のみ保障特約＞ ※オプション（傷害タイプのみ付帯可能）

共済金をお支払いする場合は就業中に被った傷害に限定します。（通勤途上を含みます。）  
（天災危険保障特約と同時付帯はできません。）

### ＜準記名式契約特約＞※オプション（傷害タイプのみ付帯可能、1証書被共済者5名以上）

共済契約者が備え付けた名簿に記載された方全員を被共済者とし、被共済者の氏名を当組合に届けることなく契約を可能とします。（特約共済掛金が5%の割増となります。）「同一共済金額用」「職名別共済金額用」の2種類から選択できます。  
（天災危険保障特約と同時付帯はできません。）

### ＜天災危険保障特約＞ ※オプション

①地震または噴火もしくはこれらによる津波、②①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故について各種共済金の支払対象とします。




# ご加入者(被共済者)の範囲と共済金額の範囲

	特約名	標準プラン	シニアプラン
契約可能年齢の範囲	傷害タイプ	6歳以上80歳未満	80歳以上90歳未満
	生命傷害タイプ	6歳以上70歳未満	70歳以上85歳未満
共済金額の範囲 (100万円単位)	生命傷害・傷害タイプ	100万円～500万円	100万円～200万円

※健康で、正常に就業している方、または日常生活を営んでいる方  
 ※傷害タイプ(シニアプラン)の新規加入年齢は85歳未満  
 ※生命傷害タイプ(シニアプラン)の新規加入年齢は75歳未満



## 共済金をお支払いしない主な場合

共済金の種類	共済金をお支払いしない主な場合 
生命死亡共済金 生命高度障害共済金	■初年度契約の責任開始日から共済期間満了の日までの自殺行為 ■故意または重大な過失 ■闘争行為または犯罪行為 ■刑の執行 ■戦争、外国の武力行使または暴動等
傷害死亡共済金 傷害高度障害共済金 傷害後遺障害共済金 傷害入院共済金 傷害手術共済金 傷害通院共済金	■故意または重大な過失 ■闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転又は麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■外科的手術その他の医療処置 ■戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの ■地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ※ ■頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故など ※天災危険保障特約がセットされている場合は、お支払いの対象となります。

## 共済期間

共済契約の申込日の翌月1日午前0時から1年とします。ただし、共済契約申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

## 共済責任の開始時期

初年度契約の場合、共済掛金を払い込んだ日の翌日の午前0時とします。ただし、口座振替により払い込む場合は、共済期間の初日の午前0時とします。

## 共済契約の継続

- ①共済契約の継続は、共済契約満了の日の14日前までに、共済契約者より別段の意思表示がない場合には、原則として、共済契約満了の日の契約内容と同一の内容で毎年自動的に継続します。
- ②共済金請求状況や年齢などによって、共済期間満了後、ご契約を継続できないことや、保障内容を変更させていただくことがあります。
- ③当組合が普通共済約款、特約条項、共済掛金率等を改定した場合、改定日以降の共済期間を初日(始期日)とする継続契約には、その始期日における普通共済約款、特約条項、共済掛金率等が適用されます。そのため、継続契約の保障内容や共済掛金が継続前のご契約と異なることがあります。

# ご契約の際のご注意

## <告知義務>

共済契約者、被共済者には、共済契約の締結に際し、告知事項（注）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

（注）危険に関する重要な事項として当組合が告知を求めるもので、共済契約申込書に★印がついてる項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご契約を解除することや、共済金をお支払いできないことがあります。告知事項の記入内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

# ご契約後のご注意

## <通知義務>

①共済契約証書記載の住所を変更された場合は、遅滞なく取扱代理所または当組合までご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

②本共済では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。これらの職業に就かれた場合は、遅滞なく取扱代理所または当組合までご通知ください。ご契約を解除しますのであらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、共済金の支払事由が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後の身体障害に対しては、共済金をお支払いできません。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競走選手、自動車競走選手、自転車競走選手、モーターボート競走選手（水上オートバイを含みます。）、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリー含みます。）、力士

③上記以外のご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理所または当組合までご通知ください。

# クーリングオフについて

共済期間が1年を超えるご契約はできませんので、クーリングオフ制度の対象ではありません。

# 組合員資格のご確認

ご加入にあたり、ご契約者の組合員資格について確認させていただきます。なお、新たに組合員となる場合は出資金200円が必要となります。また、組合員以外のご契約はお取り扱いできない場合があります。

# 個人情報のご取扱いについて

この共済契約に関する個人情報は、当組合がこの共済引受の審査および履行のために利用するほか、当組合がこの共済契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や共済引受の審査および共済契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用したりすることがあります。（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）

ただし、保健医療等の特別なセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は中小企業等協同組合法施行規則等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この共済契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務提携先（共済代理所を含む。）、保険仲立人、医療機関、共済金の請求・支払に関する関係先等に提供することがあります。

契約等の情報交換について	当組合は、この共済契約に関する個人情報について、共済事業の健全な運営のために、全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合連合会のほか、一般社団法人日本共済協会をはじめとした当組合の連携先企業・団体等との間で登録または交換を実施することがあります。
再共済について	当組合は、この共済契約に関する個人情報を、再共済契約の締結や再共済金等の受領のために、再共済団体等に提供を行うことがあります。

●このパンフレットは「生命傷害共済」の概要を説明したものです。ご契約の際には、重要事項説明書及び普通共済約款等をご一読ください。

## 取扱組合



山口県火災共済協同組合  
〒753-0074  
山口市中央4丁目5-16 3階  
TEL:083-925-6370

## 取扱代理所